

# 藤沢市ハンドボール協会 大会等活動規約

2015年 4月 1日制定

2024年 5月11日改正

## 第1条（活動の定義）

本規約で定める活動は、藤沢市ハンドボール協会（以下、「本協会」という）が主催する活動とする。

## 第2条（活動の種類）

1. 第1条で定める活動のうち、本協会が主催する大会とその定義は以下の通りとし、その運営細則は別途定める。
  - ① 市民大会：一般男女（児童・学生団体登録者を除く）を対象とする
  - ②市民交流会：市民大会以外の試合を伴う事業
2. 第1条で定める活動のうち、前項以外の活動は以下の通りとし、細則は別途定める。細則に定めのない活動を行う場合は、その活動内容について理事会の承認を要する。
  - ①講習会
  - ②その他の活動

## 第3条（告知）

各活動の実施について、本協会の Web サイト等を利用して広く広報する。

## 第4条(内規の改定)

本内規の改定は、理事会の出席者の過半数をもって決する。

## 付則

2015年 4月 1日 制定施行

2015年12月 1日 改定

2020年 5月 1日 改定

2024年 5月11日 改正

## 市民大会運営細則

### 第1条（チーム登録）

1. 参加を希望するチームは、登録名明示の上、本協会への年間登録を義務付ける。
2. 市外の地名に基づくチームは、協会の是正勧告・登録拒否の対応を行う場合がある。
3. 年間登録のチーム名について、同一年度内での変更は妨げない。

### 第2条（費用）

1. 本協会は、前条の定めによる年間登録、および年間登録したチームの市民大会参加にあたり、年間登録料ならびに大会参加費を徴求することができる。
2. 年間登録料は1チームあたり3,000円、大会参加費は原則7,000円とする。
3. 年間登録料または大会参加費を変更する場合は、理事会での承認を要する。

### 第4条（役員）

1. 大会の役員として、責任者、会計、記録、審判、運営担当他を事前に選任する。
2. 大会責任者は、大会を円滑に進行するために必要な決定を行う。
3. 理事以外のものを役員に選任する場合がある。その場合、選任理由と依頼内容を事前に申請する必要がある。

### 第5条（運営）

1. 会場設営、原状復帰、試合の進行のための審判、オフィシャル等は大会役員の指導、ならびに補助の元、大会参加チームが主として行う。
2. 大会概要は大会ごとに大会責任者が作成し、開催概要にて告知を行う。

### 第6条（表彰）

優勝、準優勝、第3位を表彰し、優勝チームには、持ち回りトロフィーを授与する。

### 第7条（手当）

1. 大会役員への手当は本協会の会計内規に基づき、当日の移動費・食費を含めて以下の通りとする。但し、同一日に同一の理由に基づく支給は重複して行わない。  
半日の活動：3,000円（6時間未満の活動）  
全日の活動：5,000円
2. 大会の責任者、および会計には第1項の手当に1,000円を加算して支給する。
3. 大会で審判をした個人に対して、1人1試合500円を支給する。

## 市民交流会運営細則

### 第1条（参加資格）

代表が藤沢市に在住、または在職しているチームならびに事務局（窓口）を藤沢市内に有しているチームを本協会登録チームとし、参加資格を与える。

### 第2条（費用）

登録料は不要とし、大会参加費 7,000 円を基準として用途に応じた参加費を交流会責任者が決定・周知する。

### 第3条（役員）

1. 交流会の役員として、責任者、会計、記録、審判、運営担当他を事前を選任する。
2. 責任者は、大会を円滑に進行するために必要な決定を行う。
3. 理事以外のものを役員に選任する場合がある。その場合、選任理由と依頼内容を事前に申請する必要がある。

### 第4条（運営）

1. 会場設営、原状復帰、試合の進行のための審判、オフィシャル等は大会役員の指導、ならびに補助の元、大会参加チームが主として行う。
2. 大会概要は大会ごとに大会責任者が作成し、開催概要にて告知を行う。

### 第5条（表彰）

原則として表彰は行わない。

### 第6条（手当）

1. 交流会役員への手当は本協会の会計内規に基づき、当日の移動費・食費を含めて以下の通りとする。但し、同一日に同一の理由に基づく支給は重複して行わない。  
半日の活動：3,000 円（6 時間未満の活動）  
全日の活動：5,000 円
2. 大会の責任者、および会計には第1項の手当に 1,000 円を加算して支給する。
3. 大会で審判をした個人に対しての審判手当は原則支給しない。  
ただし、必要があると交流会責任者が判断した場合、1 人 1 試合 500 円を支給する。

## 講習会運営細則

### 第1条（参加資格）

藤沢市に在住・在勤・在学の個人を対象として参加資格を与える。

ただし、講習会の趣旨・内容によって、要項で認められた個人もしくは団体に対しても参加資格を与える。

### 第2条（費用）

1. 年度初めに決まった予算の中でこれを運営する。
2. 講習会の内容・講師などによって、参加費を徴収する場合、講習会担当理事がこれを決め、会長もしくは理事の過半数の承認を得てこれを決定する。
3. 講師に対して謝金が発生する場合、その金額については担当理事がこれを決め、会長もしくは理事の過半数の承認を得てこれを決定する。

### 第3条（講師）

講習会の内容によって、担当理事が講師を選定し依頼・謝金額の交渉・その他依頼を行う。講師の決定の際は、必ず依頼書及び承諾書を作成する。

### 第4条（役員）

1. 講習会の役員として、責任者、会計、記録のほか、必要な役務を決定し、事前に選任する。
2. 理事以外のものを役員に選任する場合がある。その場合、選任理由と依頼内容を事前に申請する必要がある。

### 第5条（運営）

1. 講習会概要は必ず担当理事が作成し、ホームページ等にて告知を行う。
2. 講師及び参加者に不利益が生じないように、事前に役割分担を行い運営に当たる。
3. その他の事象においては、担当理事もしくは責任者がこれに当たり、決定権を有するものとする。

### 第6条（手当）

1. 交流会役員への手当は本協会の会計内規に基づき、当日の移動費・食費を含めて以下の通りとする。但し、同一日に同一の理由に基づく支給は重複して行わない。  
半日の活動：3,000円（6時間未満の活動）  
全日の活動：5,000円
2. 講習会の責任者、および会計には第1項の手当に1,000円を加算して支給する。